

# 喫煙可能室設置施設変更届出書の記入例

附則様式第1号の2 (附則第2条第7項関係)

店舗所在地を所管する保健所名を記入してください

管理権原者を変更した場合は変更後の管理権原者の氏名を記入してください

## 喫煙可能室設置施設 変更届出書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

■保健所長 殿

届出者 株式会社 喫煙対策  
代表取締役 岐阜 次郎

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第7項の規定により下記のとおり届出ます。

### 記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	きつえんたいさくしょくどう
	① 名称	喫煙対策食堂
	②-1 所在地	〒501-1234 ●市△△町□□123-4
	②-2 車両番号等	
③ 営業許可番号	第 12345678 号	
④ 営業許可日	平成29年 3 月 1 日	
2 管理権原者	(ふりがな)	かいぶしきかいしゃ きつえん
	① 氏名 (法人にあっては、その名称)	株式会社 喫煙対策
	(ふりがな)	ぎふ はなこ
② 法人にあっては、その代表者の氏名	岐阜 花子	
③ 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒501-1234 ●市△△町□□567-8 (電話 058-392-xxxx)	
3 変更内容	① 変更前	施設名称 : 禁煙対策食堂 (きんえんたいさくしょくどう) 管理権原者 : 代表 岐阜 花子
	② 変更後	施設名称 : 受動喫煙対策食堂 (じゆうきつえんたいさくしょくどう) 管理権原者 : 代表 岐阜 次郎 (ぎふ じろう)
	③ 変更日	令和●年 ● 月 ● 日
4 備考	担当者の氏名 岐阜太郎 職名 専務 連絡先 090-1234-xxxx	

1、2欄には変更前の内容を記入してください

個人の方は①氏名欄に記入してください。※②は空欄

3欄には変更内容をわかりやすく記入してください

4欄にはこの届出に係る担当者の氏名・役職・連絡先を記入してください

※届出内容に変更が生じたときは変更届出を提出してください。  
営業許可番号の変更のみの場合、変更届出書の提出は不要です

## 留意事項

喫煙可能室設置施設届出書を提出した後に、何らかの状況の変化があった場合、以下の「×」に該当する事由がある場合は新規店舗扱いとなり、既存特定飲食提供施設の要件を満たさないため、**廃止届出書**の提出が必要となります。また、「×」に該当せず、届出内容に変更が生じた場合は**変更届出書**の提出をお願いします。

### 【① 事業の継続性】

〔○〕 法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合

〔○〕 法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合 (例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)

〔×〕 「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合 (例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)

廃止届

### 【② 経営者の同一性】

〔○〕 経営者が同一の場合 (法人の代表者や店長が変更した場合 (※) を含む) ※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。

〔○〕 個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合

〔○〕 法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合

〔○〕 個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員 (1年以上勤務している者に限る。) が同じ業態の事業を承継した場合

〔×〕 個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合

〔×〕 法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合

廃止届

### 【③ 店舗の同一性】

〔○〕 同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合

〔○〕 災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合

〔×〕 上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築 (建築物の一部につき、当該部分の主要構造部 (壁、柱、床、はり、屋根、階段) の全てを除却し、造り直すこと)、大規模修繕・模様替え (建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること) といったいわゆる大規模改装を行った場合

廃止届

※壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部 (壁、柱、床、はり、屋根、階段) を変更しない場合は、ここには該当しない。